

一般社団法人わざどころPON定款

令和2年2月6日 作成
令和 年 月 日 認証
令和 年 月 日 設立

一般社団法人わざどころPON定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人わざどころPONと称する。

(目的)

第2条 当法人は、暮らしをつくる技を持っている人と、それを必要としている人との橋渡しをすることで、暮らしの文化の普及を図り、もってものづくり文化の継承・発展に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 技を持つ人のマッチング
- 2 展示会や講習会の開催
- 3 普及媒体の作成
- 4 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、京都府南丹市に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 社員及び会員

(社員及び会員の構成)

第5条 当法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 2 当法人の会員は次の2種類とする。
 - (1) 事業者会員 当法人の目的に賛同して入会した事業を行う個人又は団体

昭和二十一年

一般社団法人わちこるPOND社

知時 日 8 月 2 年 2 時 令
 振興 日 月 年 時 令
 立部 日 月 年 時 令

一般社団法人わちこるPOND社
 第一章 総則

(宗旨)
 第一条 本法人は、一般社団法人わちこるPOND社とする。
 第二条 本法人は、わちこるPOND社を以てその活動の中心とし、わちこるPOND社の発展を期し、わちこるPOND社の利益を追求することを目的とする。
 第三条 本法人の活動は、わちこるPOND社の発展を期し、わちこるPOND社の利益を追求することを目的とする。
 第四条 本法人の活動は、わちこるPOND社の発展を期し、わちこるPOND社の利益を追求することを目的とする。
 第五条 本法人の活動は、わちこるPOND社の発展を期し、わちこるPOND社の利益を追求することを目的とする。
 第六条 本法人の活動は、わちこるPOND社の発展を期し、わちこるPOND社の利益を追求することを目的とする。
 第七条 本法人の活動は、わちこるPOND社の発展を期し、わちこるPOND社の利益を追求することを目的とする。
 第八条 本法人の活動は、わちこるPOND社の発展を期し、わちこるPOND社の利益を追求することを目的とする。
 第九条 本法人の活動は、わちこるPOND社の発展を期し、わちこるPOND社の利益を追求することを目的とする。
 第十条 本法人の活動は、わちこるPOND社の発展を期し、わちこるPOND社の利益を追求することを目的とする。

第二章 役員

(総務の役員)
 第三条 本法人の役員は、会長、副会長、理事、監事とする。
 第四条 本法人の役員は、会長、副会長、理事、監事とする。
 第五条 本法人の役員は、会長、副会長、理事、監事とする。
 第六条 本法人の役員は、会長、副会長、理事、監事とする。
 第七条 本法人の役員は、会長、副会長、理事、監事とする。
 第八条 本法人の役員は、会長、副会長、理事、監事とする。
 第九条 本法人の役員は、会長、副会長、理事、監事とする。
 第十条 本法人の役員は、会長、副会長、理事、監事とする。



(2) ファン会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入社)

第 6 条 当法人の目的に賛同して入社した者を社員とする。
2 社員となろうとする者は、理事会が別に定める入社申込書により申し込み、理事会の承認があったときに社員となる。

(社員資格の喪失)

第 7 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退社したとき
(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
(3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
(4) 除名されたとき

(社員の除名)

第 8 条 社員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その社員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 当法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
(2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(退社)

第 9 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して理事会が別に定める退社申込書により申し込むものとする。

(入会)

第 10 条 事業者会員又はファン会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに事業者会員又はファン会員となる。

(入会金及び会費)

第 11 条 会員は総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
2 入会金及び会費の額は総会において定める。
3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき
(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
(3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
(4) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
(5) 除名されたとき

(会員の除名)

第 13 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 当法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
(2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(退会)

第 14 条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して理事会が別に定める退会申込書により申し込むものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第 15 条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。

(定時社員総会の招集時期)

第 16 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他





本則に又人勝式に會入アノ同業の商目の人出せ 員會にマテ (9)

(出人)

るす人員を著式に對入アノ同業の商目の人出せ 業 8 第
取、或及ノ申りまの書に申出人の或室に照会車取、お替るすらとるふと員會
るがも員會のきとまの或室の會車

(決費の辨費員會)

るす決費を辨費の子、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 7 第

きとまに對入 (1)

とまの或室に人出照會に又人出照會平取、お受を辨費の辨開辨開に又照開員會 (3)

き

きとまに對入、お受を辨費に對入ノ書、お取 (2)

きとまに對入 (4)

(合網の員會)

おにきとる或室の由車が世五まへす世籍、都合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 8 第
士以上の位との辨費員會の員會、ア、或及ノ人員の員會、おに合撮るす
じ、或及ノ、おに員會の子、合撮るこ、るきつたこるす世籍一のの各々の方は員會
、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會

きとまに對入、お受を辨費に對入ノ書、お取 (1)

きとまに對入、お受を辨費に對入ノ書、お取 (9)

(出振)

本則に人出せの諸士に取、ノ書、るきつたこるす世籍一のの各々の方は員會 業 9 第

るすとのよむにノ申りまの書に申出振る或室に照会車取アノ

(會人)

る或室に照会車取、お替るすらとるふとノ會入アノ員會にマテに又員會善業車 業 10 第
マテに又員會善業車にきとまの或室の會車取、或及ノ申りまの書に申會人

るがも員會

(費金の及金會人)

、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 11 第

る或室に對入、お受を辨費に對入ノ書、お取 (2)

、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 (3)

(決費の辨費員會)

るす決費を辨費の子、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 12 第

きとまに對入 (1)

とまの或室に人出照會に又人出照會平取、お受を辨費の辨開辨開に又照開員會 (3)

き

きとまに對入、お受を辨費に對入ノ書、お取 (2)

きとまに對入、お受を辨費に對入ノ書、お取 (1)

きとまに對入 (3)

(合網の員會)

おにきとる或室の由車が世五まへす世籍、都合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 13 第
士以上の位との辨費員會の員會、ア、或及ノ人員の員會、おに合撮るす
じ、或及ノ、おに員會の子、合撮るこ、るきつたこるす世籍一のの各々の方は員會
、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會

きとまに對入、お受を辨費に對入ノ書、お取 (1)

きとまに對入、お受を辨費に對入ノ書、お取 (2)

(會振)

本則に人出せの諸士に取、ノ書、るきつたこるす世籍一のの各々の方は員會 業 14 第

るすとのよむにノ申りまの書に申會振る或室に照会車取アノ

員會員會 業 8 第

(辨費の會員員會)

るす辨費に對入、お受を辨費に對入ノ書、お取 (2)

、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 15 第

(費金の及金會人)

、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 16 第

(辨費の會員員會)

、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 17 第

(費金の及金會人)

、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 18 第

(費金の及金會人)

、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 19 第

(費金の及金會人)

、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 20 第

(費金の及金會人)

、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會、おに合撮るす世籍一のの各々の方は員會 業 21 第

(費金の及金會人)





の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 19 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 20 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第 4 章 理事及び理事会

(理事の員数)

第 21 条 当法人の理事は、3 名以上とする

(理事の制限)

第 22 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

当該理事の配偶者

当該理事の三親等以内の親族

当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

当該理事の使用人

前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事会の設置)

第 24 条 当法人は、理事会を置く。

(代表理事及び業務執行理事)

第 25 条 理事会は、理事の中から代表理事 1 名を選定する。

理事会は、必要に応じ理事の中から当法人の業務を執行する理事として常務理事及び専務理事若干名を選定することができる。

(理事会の召集権者)

第 26 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第 27 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 28 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 監事

(監事の設置)

第 29 条 当法人は、監事を置く。

(監事の任期)

第 30 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監事の報酬及び退職慰労金)





第 31 条 監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 32 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 33 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 34 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 35 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 36 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 37 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 38 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 2 年 6 月 30 日までとする。

(設立時社員)

第 39 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- 京都府南丹市八木町八木鹿草 7 6 番地 1
設立時社員 藤村 香菜子
- 京都市右京区嵯峨天龍寺車道町 3 0 番地
設立時社員 石井 加奈子
- 京都府南丹市美山町萱野溝野間 8 番地 2
設立時社員 林 陽子

(法令の準拠)

第 40 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人わざどころPONを設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 2 年 2 月 6 日

設立時社員 藤村 香菜子



設立時社員 石井 加奈子



設立時社員 林 陽子



令和2年	第	29	号	1
定款認証証書				2
嘱託人藤村香菜子、石井加奈子及び林陽子は、本公				3
証人に対し、設立される法人の実質的支配者となるべ				4
き者が藤村香菜子である旨及び同人が暴力団員等でな				5
い旨を申告した。				6
前記嘱託人3名のうち藤村香菜子は他の嘱託人の委				7
任代理人を兼ね、本公証人の面前において、一般社団				8
法人わざどころPON定款2通を提出し、その各通に				9
ついて前記嘱託人全員の記名捺印を自認する旨を陳述				10
した。				11
よって本公証人は、公証人法第62条の3に従い、				12
この旨を記載して、ここに認証する。				13
令和2年2月25日本公証人役場において				14
京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436番地の2				15
シカタ ディス ビル5階				16
京都地方法務局所属				17
公証人	西浦久子			18
				19
				20

